

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（**廃止**・縮減）

（農林水産省）

制 度 名	会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減（卸売市場法）			
税目（条文番号）	登録免許税（措法第 81 条第 5 項）			
見 直 し の 内 容	<p>卸売業又は仲卸売業を営む者が行う分割に伴う不動産の所有権の移転（農林水産大臣の認定を受けたものに限る）に係る登記の登録免許税の軽減措置について、適用期限の延長を行わないこととする。</p> <table border="1" data-bbox="853 813 1489 943"> <tr> <td data-bbox="853 813 1177 943">平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1177 813 1489 943">+0.3 百万円 （▲6,300 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+0.3 百万円 （▲6,300 百万円）
平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+0.3 百万円 （▲6,300 百万円）			
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>本制度により、平成 13 年の創設以降、卸売業者の分割が行われ、市場関係事業者の経営体質の強化に寄与してきたと考えている。</p> <p>しかしながら、創設以降長期間にわたる措置であること、また、近年では、適用件数が年 1、2 件に止まっており、政策手段としての合理性、有効性、相当性の観点から廃止することとする。</p>			